

特別公売での購入の流れ(契約～登記)

1. 売買契約の締結

- (1) 契約書類等の準備ができましたら、申請者（以下「買受人」といいます。）へ、多治見市が作成した契約書を2通お送りします。
※契約書の内容を十分に確認してください。
- (2) 契約書に署名押印（実印）をお願いします。
※契約日は空欄にしてください。
- (3) 契約書のうち1通に、収入印紙を貼り付け、消印をお願いします（印紙税額は契約金額で異なりますので、市担当者がその額を調べてご連絡します。）。
- (4) 契約書2通を、多治見市役所総務課（市庁舎の4階北側）までご持参ください。

売買契約の成立

市が契約書2通に市長印を押印し、契約書1通をお渡しします（双方1通ずつ契約書を保管することになります。）。

2. 土地代金の納入

- 契約締結時に、多治見市が発行する納入通知書をお渡しします。
指定期日までに、多治見市内に本支店のある金融機関にて納入通知書で、土地代金をお支払いください。
※土地代金が納期限までに納付されない等、買受人が契約書記載事項を履行しないときは、売買契約を解除する場合があります。

所有権の移転

土地代金の全額が納付されたとき、物件の実質的な所有権が買受人に移転します。

3. 所有権移転登記手続

- 土地代金の入金確認後、多治見市が所有権移転に伴う名義変更の登記手続を行います。
- (1) 住所（所在）・氏名（商号）の確認のため、住民票（買受人が個人の場合）又は資格証明書（現在事項全部証明書）等（買受人が法人の場合）を1通ご用意ください。
 - (2) 所有権移転登記にかかる登録免許税（法務局へ納める税金）は、買受人の負担となります。登録免許税額は土地の価額等で異なりますので、市担当者がその額を調べてご連絡します。買受人は、その額の収入印紙を市へご提出ください。

登記の完了

所有権移転登記が完了しましたら、その証として登記識別情報（従来の権利書に相当するものです。）をお渡しします。